

## 注記(全体会計)

### I 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は、平成 27 年度以前に固定資産台帳に計上済みの資産は基準モデルによる再調達原価とし、新規計上の資産（橋梁等）は取得原価としています。ただし、昭和 59 年度以前に取得又は取得原価が不明な道路の底地は、備忘価額 1 円としています。

また、開始後については原則として取得価額とし、再評価は行わないこととしています。

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法

② 満期保有目的外の有価証券

市場価格のあるもの……………市場価格

市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

市場価格のあるもの……………市場価格

市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令の耐用年数表に基づいております。

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

ソフトウェアの耐用年数については、見込利用期間に基づいております。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が原則 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引より発生する資金の受払いを含んでいません。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計を除いて税込方式によっております。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

購入、寄付、購入より増加した車両、船舶、取得価額又は見積価額が 50 万円（消費税を含む）の備品の場合に資産として計上しています。

② ソフトウェアの計上基準

取得価額が 300 万円を超える場合に資産として計上しています。

③ 工作物及び建物附属設備の計上基準

原則として取得価額が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

④ 資本的支出（改修）と修繕費の区分基準

原則として金額 60 万円以上または基固定資産の取得価額等の 10%を超える場合に、資本的支出（改修）として資産計上しています。

## II 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

平成 27 年度決算分からは統一的な基準を採用しています。

## III 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する事象はありません。

(2) 係争中の訴訟等の内容

該当する事象はありません。

## IV 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

土地取得特別会計

国民健康保険特別会計

介護保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

水道事業会計

病院事業会計

下水道事業会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	9.60%
将来負担比率	—

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 957,195 千円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 465,507 千円

## (2) 貸借対照表に係る事項

① 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	12,360,168 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,776,644 千円
将来負担額	25,786,302 千円
充当可能基金額	4,483,609 千円
特定財源見込額	3,105,815 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	18,887,370 千円

② 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務全額 267,906 千円

③ PFI 事業に係る資産はありません。

## (3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

## (4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 2,099,781 千円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	3,634,319 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	692,414 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	6,818,672 千円
減価償却費	△3,766,988 千円
賞与等引当金繰入額	△429,692 千円
退職手当引当金繰入額	△214,683 千円
徴収不能引当金繰入額	△33,774 千円
資産除売却益（損）	5,284 千円
純資産変動計算書の本年度差額	563,086 千円

③ 一時借入金

一時借入金の限度額 2,000 百万円

④ 重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 77,573 千円